

根拠法のない共済に関する調査

本調査は、8管区行政評価局（支局を含む。）及び6行政評価事務所が、平成16年4月から10月にかけて実地に調査した結果を取りまとめたものです。

1 調査の枠組み

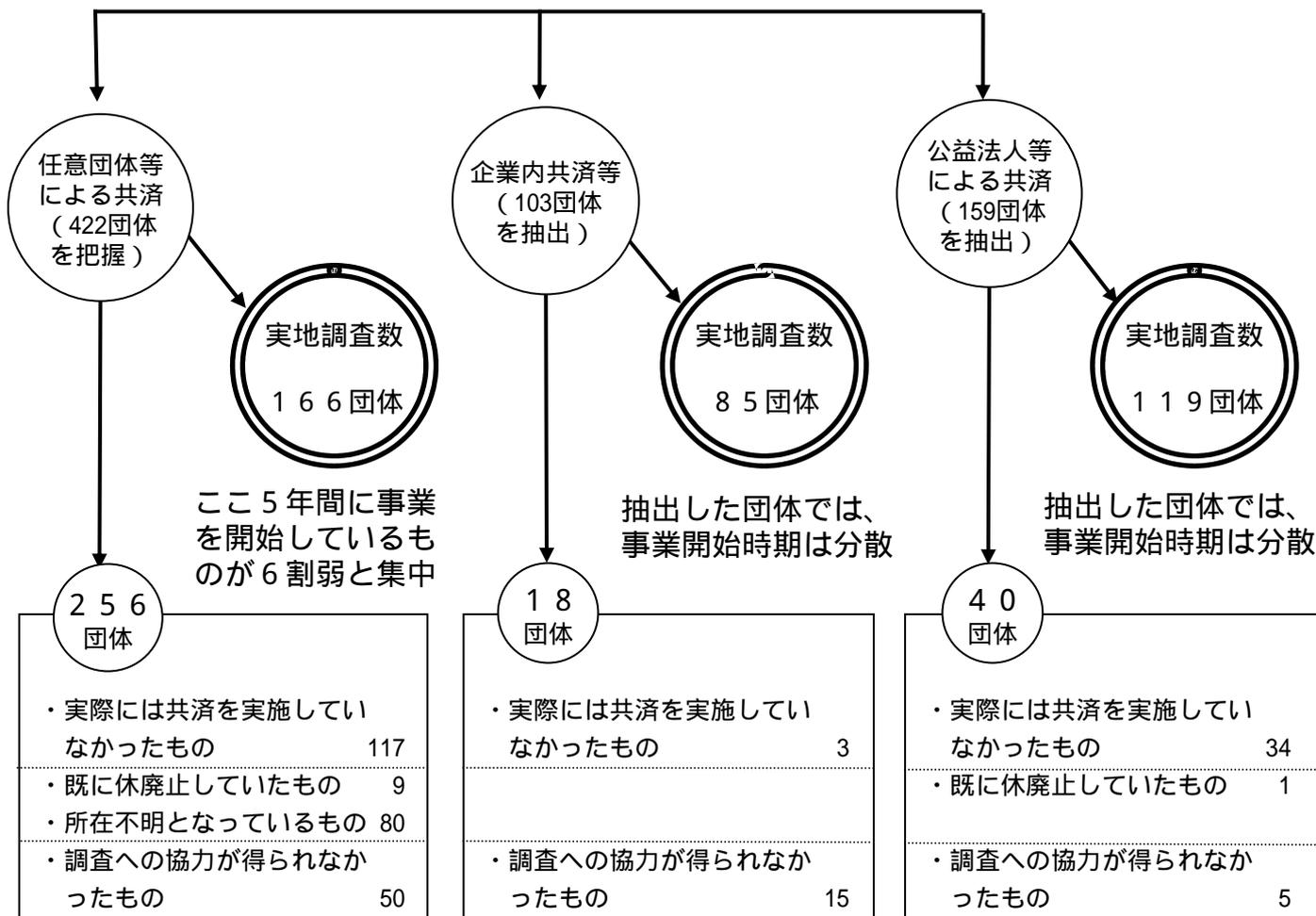
[調査の背景事情]

共済事業は、事業実施の根拠法を有する共済と根拠法のない共済に大別
 根拠法のない共済に対する監督・規制はなし（所管する行政庁なし）
 近年、根拠法のない共済の実施団体が急増、事業形態も多様化し、消費者(加入者等)
 保護上の問題が指摘。しかし、共済実施団体の詳細な実態は不明

根拠法のない共済の実態等を調査。その結果は以下のとおり。

本省、管区局・事務所を活用して調査(平成16年4月から10月)

- [調査対象団体]
- 任意団体等による共済として、団体名や商品名に「共済」を使用しているものなどについて、全国で422団体を把握
 - 企業内共済等として、27都道府県の103団体を抽出
 - 公益法人等による共済として、29都道府県の159団体を抽出



任意団体等 : 任意団体のほか株式会社等を含む(下記の「企業内共済等」を除く)。
 企業内共済等 : 任意団体等による共済のうち、共済の対象が特定の企業の役職員又は特定の大学等の学生等であるもの。
 公益法人等 : 法人の運営に行政機関の一定の関与があるもので、公益法人のほか商工会議所等を含む。(法人の事業対象とする特定の職業や業界等の福利厚生の一環として共済を実施しているものなど)

本調査結果は、調査への協力が得られた計370団体の説明等を基に分析したものである。

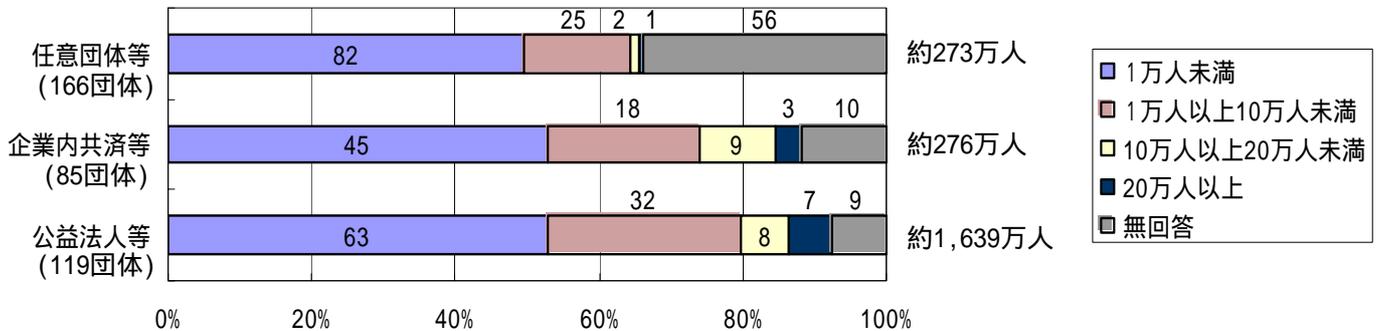
2 根拠法のない共済の事業の概況

1 共済の規模

共済の加入者数の合計は、任意団体等では約273万人（110団体）。
抽出調査した企業内共済等及び公益法人等ではそれぞれ、約276万人（75団体）、
約1,639万人（110団体）。

〔加入者数別団体数(平成14年度)〕

（加入者総数）

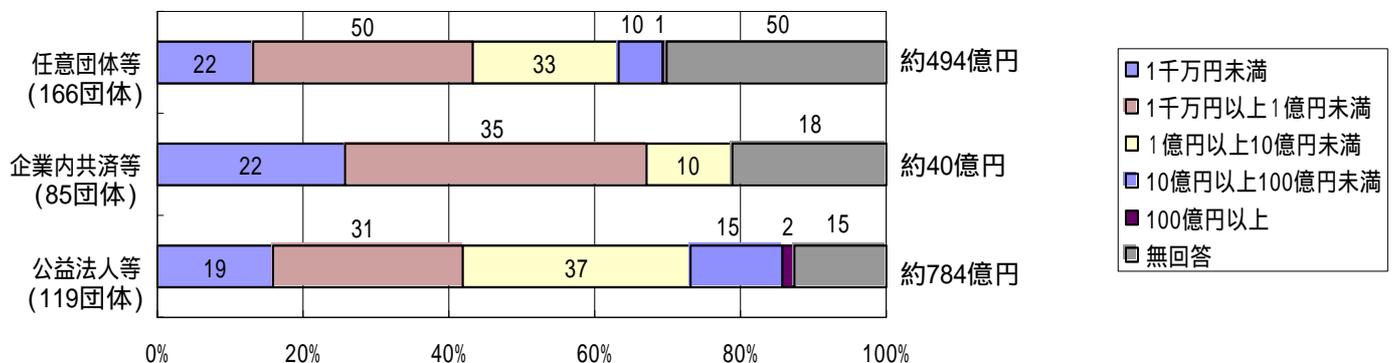


共済掛金総額の合計は、任意団体等では約494億円（116団体）。
抽出調査した企業内共済等及び公益法人等ではそれぞれ、約40億円（67団体）、
約784億円（104団体）。

加入者一人当たりの年間平均掛金額は、任意団体等が約24,600円（104団体）、
企業内共済等が約1,500円（64団体）、公益法人等が約4,800円（101団体）。

〔共済掛金の年間総額別団体数(平成14年度)〕

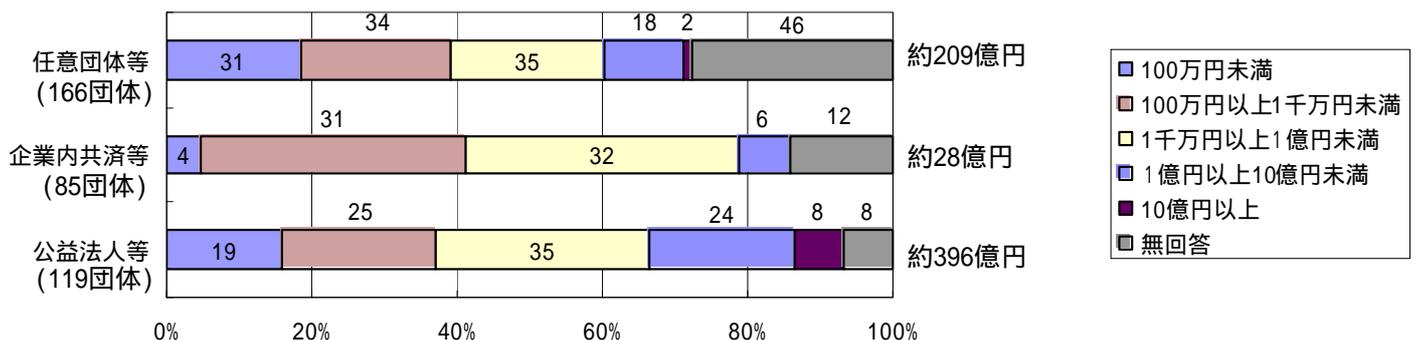
（共済掛金の年間総額）



共済金支払総額の合計は、任意団体等では約209億円（120団体）。
抽出調査した企業内共済等及び公益法人等ではそれぞれ、約28億円（73団体）、
約396億円（111団体）。

〔共済金支払額の年間総額別団体数(平成14年度)〕

（共済金支払の年間総額）

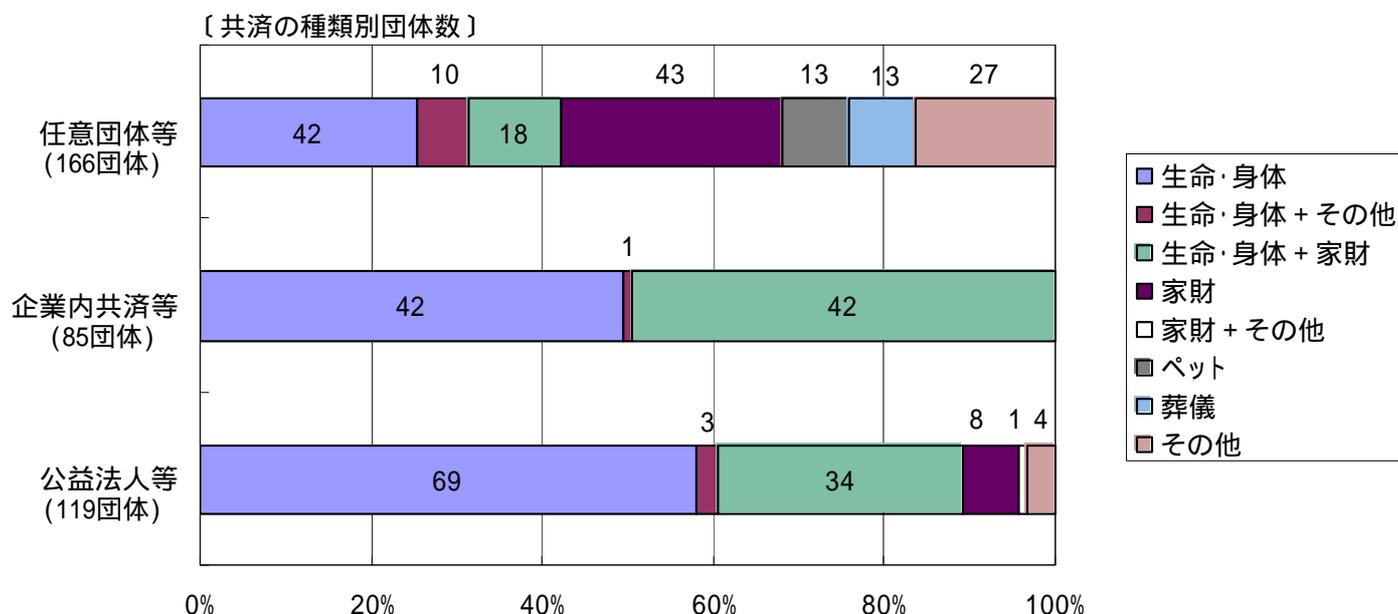


の加入者総数、 の共済掛金の年間総額、 の共済金支払の年間総額は、無回答を除く団体の合計である。

2 共済の種類

共済の種類は、任意団体等では、生命・身体に関する共済が4割強を占めるものの、家財、ペット、葬儀等多種多様。他方、抽出調査した企業内共済等及び公益法人等では、ほぼ生命・身体及び家財に関するもののみ。

死亡保障の限度額は、任意団体等では、1千万円以上が5割を占め、企業内共済等及び公益法人等では、50万円未満が多い。



その他の共済の例

建物完成保証、遭難時の救援援護費用補償、休業（所得）補償、交通反則金補償、自動車事故保障、製品修理保障、賠償責任補償、空室保障

〔保障限度額の状況〕

区分	共済の種類	最高額	最低額	特徴等
任意団体等	生命・身体	1億円	5,000円	1,000万円以上が50.1%
	家財	4,350万円	5,000円	100万円以上が72.1%
	ペット	70万円	8万円	20万円以上30万円未満が30.8%
	葬儀	320万円	50万円	100万円以上200万円未満が38.5%
企業内共済等	生命・身体	7,100万円	1万円	50万円未満が54.1%
	家財	300万円	1万円	100万円未満が83.3%
公益法人等	生命・身体	7,500万円	1万円	50万円未満が34.9%
	家財	3,000万円	2万5,000円	100万円未満が58.1%

（注） 「生命・身体」については死亡保障、「家財」については家財保障の限度額、「ペット」については年間通院保障限度額、「葬儀」については葬儀費用の支給限度額について、それぞれ整理した。

3 共済の対象者

共済の対象者は、特定の集団の構成員。
 特定の集団への加入の要件は、任意団体等では、入会金のみや特段の要件のないものが3割弱。

抽出調査した、企業内共済等ではすべて特定の企業の役職員等で、公益法人等では特定の地域での勤務・居住を要件とするものが5割。

〔特定の集団への加入要件別の団体数〕

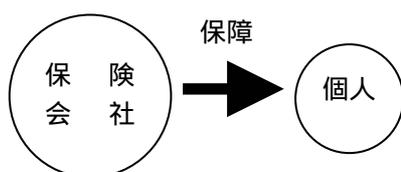
(単位：団体、%)

区 分	任意団体等		企業内共済等		公益法人等	
職種・資格	24	14.5			15	12.6
特定地域に勤務・居住(地域限定)	12	7.2			26	21.8
職種・資格+地域限定	3	1.8			17	14.3
特定の機器・サービスの購入者	23	13.9			1	0.8
特定物件入居者	35	21.1				
中小企業の役職員	7	4.2			2	1.7
中小企業の役職員+地域限定					16	13.4
特定企業の役職員			53	62.4	21	17.6
特定大学の学生			14	16.5		
特定小・中・高校の生徒・保護者等			18	21.2	5	4.2
その他	17	10.2			10	8.4
入会金のみ	36	21.7			3	2.5
特段の要件なし	9	5.4			3	2.5
合計	166	100.0	85	100.0	119	100.0

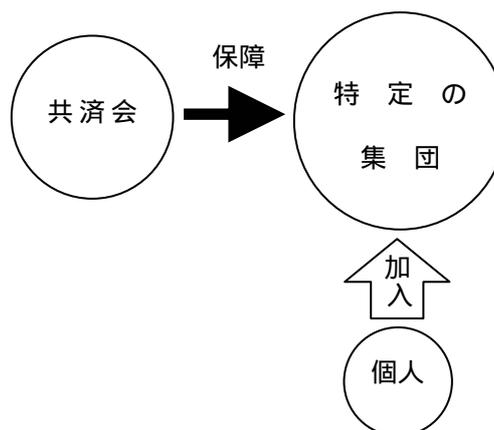
(注)

- 1 「職種・資格」とは、特定の職業・職種に従事していることや、特定の免許・資格を有することを要件としているものである。
- 2 「特定物件入居者」とは、特定の賃貸業者を仲介して契約した賃貸不動産の入居者であることを要件としているものである。
- 3 「職業・資格」又は「中小企業の役職員」欄の「+地域限定」となっているものは、「職業・資格」又は「中小企業の役職員」の要件に加え、「特定の地域に勤務又は居住していること」も要件としているものである。

〔保険の仕組み〕



〔根拠法のない共済の仕組み〕



(注1) 保険の仕組み

保険業は、不特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業であり(保険業法第二条第一項)、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ行うことができないとされている(同法第三条第一項)。

なお、「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、当該団体の組織化の程度(構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとされている。

(注2) 根拠法のない共済の仕組み

根拠法のない共済は、特定の集団の構成員に対する保障を行っている。当該集団に加入するための要件は多種多様。

3 根拠法のない共済の事業運営の概況

1 募集方法等

任意団体等では、大半は直販・代理所活用であるが、中には、新会員を勧誘した会員に手数料を払う等特別の方法によるものも13団体あり。

抽出調査した、企業内共済等では特段の募集をしていないものも多く、公益法人等では直販のものが多い。

〔 募集・勧誘の形態別の団体数 〕

(単位：団体、%)

区 分	任意団体等		企業内共済等		公益法人等	
直販のみ	73	44.0	6	7.1	86	72.3
共済の対象者は、特定の機器・サービスの購入者で、特定の機器・サービスの販売員の傘下販売員の販売実績も販売手数料に反映	1	0.6				
代理所活用 (代理所自らの加入不要)	73	44.0	18	21.2	16	13.4
共済の対象者は、特定の機器・サービスの購入者で、特定の機器・サービスの販売員の傘下販売員の販売実績も販売手数料に反映	1	0.6				
代理所がさらに代理所を募集し、傘下の代理所による勧誘実績も手数料に反映	2	1.2				
会員等活用 (新会員勧誘に対する手数料あり)	9	5.4	1	1.2		
傘下の新会員による勧誘実績も手数料に反映	3	1.8				
特段の募集をしていない	7	4.2	60	70.6	16	13.4
無 回 答	4	2.4			1	0.8
合 計	166	100.0	85	100.0	119	100.0

〔 消費生活センター等における相談 〕

98消費生活センター等の相談では、加入から共済金の支払又は解約に至るまでの相談のうち、相談の原因やその背景に募集時の募集方法等が関係しているとみられるものが6割。

98消費生活センター等における相談の状況

(単位：件、%)

加入から共済金の支払又は解約に至るまでの相談件数 a	左のうち相談の原因やその背景に募集時の募集方法等が関係しているとみられるもの b	b / a
251	151	60.2

< 相談の例 >

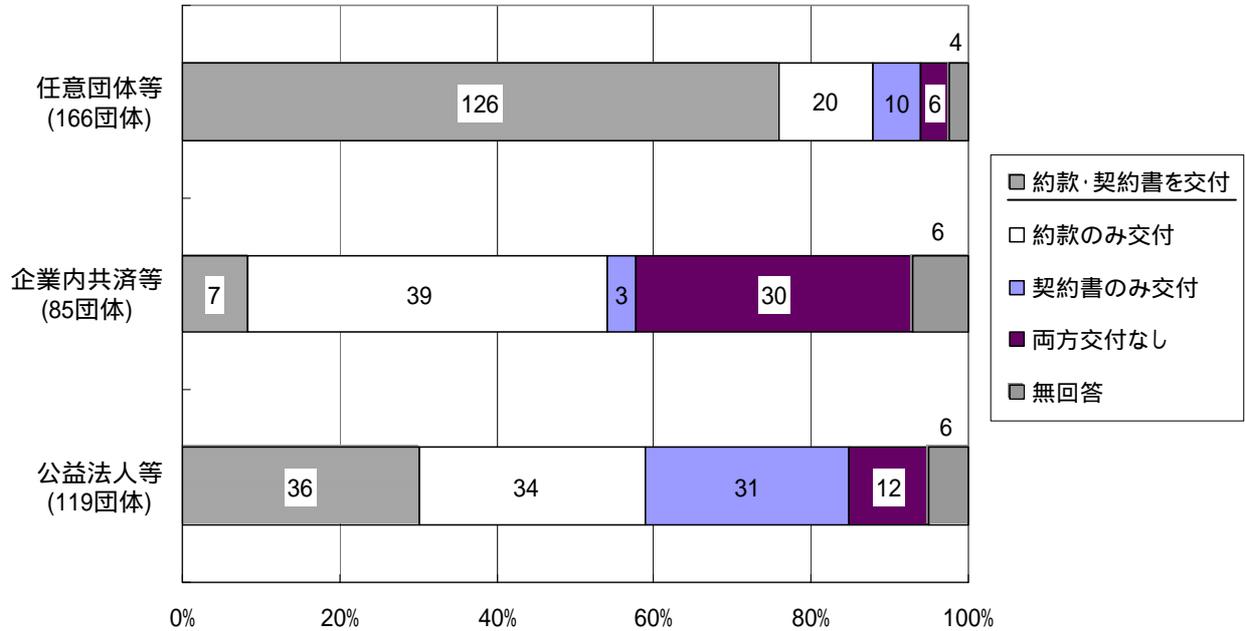
保険では発行される年末調整のための所得税控除証明書を請求したところ、発行できないと言われたが、募集の際、そのような説明はなかった。

勧誘者である友人に持病を告げた際、申込書の告知欄を「無」にするようにと指示され、その指示に従ったところ、告知義務違反を理由に共済金の支払いを拒否された。

他の人を紹介すればマージンが入る共済に誘われ契約した。しかし、掛金の支払いが不安なため、解約を申し出たが応じてもらえない。 等

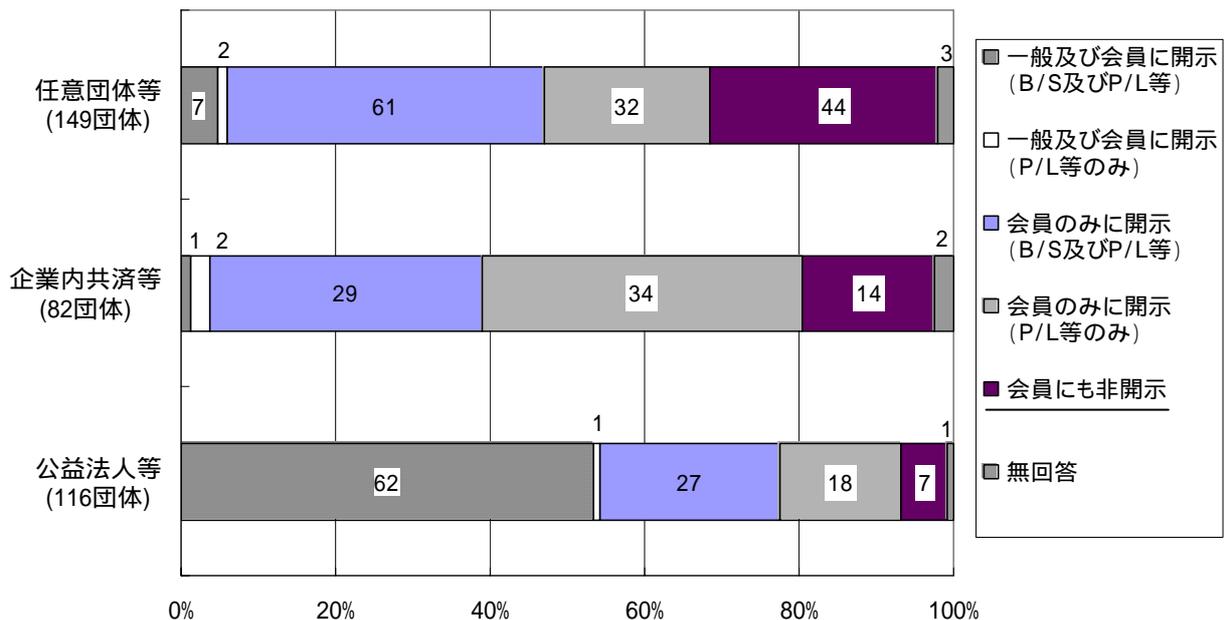
2 加入時の交付書類

加入時に約款と契約書の両方を交付している団体は、任意団体等では7.5割。抽出調査した企業内共済等及び公益法人等ではそれぞれ、1割弱、3割。



3 財務情報

会員にも、貸借対照表と損益計算書(収支計算書)の両方を開示していない団体は、任意団体等では3割。抽出調査した企業内共済等及び公益法人等ではそれぞれ、2割弱、1割弱。



(注) 平成15年度以降に事業を開始した団体を除いて集計した。

4 責任準備金及び再共済契約

責任準備金の措置状況

責任準備金がないものが、任意団体等では4割。
抽出調査した企業内共済等及び公益法人等ではそれぞれ、6.5割、4割。

〔責任準備金の有無別の団体数〕

(単位：団体、%)

区 分	責任準備金ありとしている	責任準備金 / 年間支払共済金額			責任準備金なし	無回答	合計
		50%未満	50%以上 100%未満	100%以上			
任意団体等	95 (57.2)	22 (13.3)	7 (4.2)	40 (24.1)	66 (39.8)	5 (3.0)	166 (100.0)
企業内共済等	24 (28.2)	2 (2.4)	1 (1.2)	19 (22.4)	56 (65.9)	5 (5.9)	85 (100.0)
公益法人等	67 (56.3)	9 (7.6)	3 (2.5)	50 (42.0)	47 (39.5)	5 (4.2)	119 (100.0)

責任準備金の積算基準がないものが、任意団体等、抽出調査した企業内共済等及び公益法人等のいずれも約2割。

〔責任準備金の積算基準別の団体数〕

(単位：団体、%)

区 分	保険業法等の基準	コンサルタント会社の基準等の何らかの数理計算	その他の基準	基準なし	無回答	合計
任意団体等	6 (6.3)	55 (57.9)	8 (8.4)	17 (17.9)	9 (9.5)	95 (100.0)
企業内共済等		7 (29.2)	8 (33.3)	5 (20.8)	4 (16.7)	24 (100.0)
公益法人等	3 (4.5)	28 (41.8)	22 (32.8)	12 (17.9)	2 (3.0)	67 (100.0)

(注) その他には、掛け金の一定額又は一定率、剰余金の一部又は全部、数値目標を設定して積み立てるものが含まれる

責任準備金を積み立てていない理由の例(複数の理由を挙げた団体あり)

- ・ 小規模な共済であり、そこまでの制度は必要ないと判断したため
- ・ 共済契約内容について、出資元会社が保証するとしているため
- ・ 再共済契約を締結しており、このことで消費者保護は担保されているため
- ・ 給付に支障がない程度の流動資金を保有しているため
- ・ 収支決算が赤字であり、財政的な理由で準備金の積立を行うのが不可能な状況にあるため
- ・ 現在までの給付実績からみて、給付総額が掛金総額を上回ることは考えにくい
- ・ 団体保険に独自の共済を上乘せしたものであり、独自の共済については低リスクとなっているため

再共済契約の措置状況

再共済契約をしていないものが、任意団体等では3割。
抽出調査した企業内共済等及び公益法人等ではいずれも8割以上。

〔再共済契約の有無別の団体数〕

(単位：団体、%)

区 分	再共済契約あり としている	再共済契約なし	無回答	合計
任意団体等	111 (66.9)	51 (30.7)	4 (2.4)	166 (100.0)
企業内共済等	15 (17.6)	68 (80.0)	2 (2.4)	85 (100.0)
公益法人等	18 (15.1)	100 (84.0)	1 (0.8)	119 (100.0)

再共済契約を締結していない理由の例(複数の理由を挙げた団体あり)

- ・ 小規模な共済であり、そこまでの制度は必要ないと判断したため
- ・ 共済加入者は特定の者のみで構成されており、個々のリスクは一般に比して低く、破綻の危険は極めて低いと考えられるため
- ・ 共済契約内容について、出資元会社が保証するとしているため
- ・ 十分な額の責任準備金を積んでいることで、消費者保護は担保されているため
- ・ 給付に支障がない程度の流動資金を保有しているため
- ・ 再共済契約の締結は希望しているものの、引受先が見つからないため
- ・ 現在までの給付実績からみて、給付総額が掛金総額を上回るとは考えにくい
- ・ 規約において、不測の事態には給付を制限できる又は会費の再徴収ができるとされているため
- ・ 団体保険に独自の共済を上乗せしたものであり、独自の共済については低リスクとなっているため

責任準備金と再共済契約の措置状況

責任準備金と再共済契約の両方を未措置のものが、任意団体等では2割。
抽出調査した企業内共済等及び公益法人等ではそれぞれ、6割弱、3.5割。

〔責任準備金及び再共済契約の有無別の団体数〕

(単位：団体、%)

区 分	両方あり としている	片方のみあり としている	両方なし	無回答	合計
任意団体等	76 (45.8)	53 (31.9)	32 (19.3)	5 (3.0)	166 (100.0)
企業内共済等	9 (10.6)	21 (24.7)	50 (58.8)	5 (5.9)	85 (100.0)
公益法人等	13 (10.9)	59 (49.6)	42 (35.3)	5 (4.2)	119 (100.0)

4 根拠法のない共済に関する行政上の課題

- 1 以上の実地に調査した団体についての調査結果から、根拠法のない共済に関し、消費者(加入者等)保護の観点から、次のとおり、対処すべきと考えられる行政上の課題がみられた。

募集方法等

加入から共済金の支払又は解約に至るまでの相談の多くが、相談の原因やその背景に募集時の募集方法等が関係しているとみられることから、募集方法等の適正性が確保されること。

また、契約後に共済金支払等に関するトラブルが生じないよう、約款及び契約書が確実に交付されること。

財務情報

活動内容の透明性を確保し、消費者の選択に資するため、少なくとも、正確な財務情報(貸借対照表と損益計算書(収支計算書))が開示されること。

責任準備金

共済金支払義務の確実な履行のため、共済団体自らにおいて、責任準備金が適正に積み立てられること。

その際、その残高も、他の財務情報とともに、開示されること。

また、その額の適正性を確保するため、少なくとも、具体的な算定方法が開示されること。

なお、これらの課題については、加入者数が少ないなど共済の対象者の範囲や加入者数等の規模等からみて、共済事業の運営について共済団体の自治に委ねることで足りるとみられるものについては、共済団体に対応を委ねることが考えられる。

- 2 また、実地に調査した団体の調査結果から事業内容等の多様性が明らかになったこと、調査に対する協力が得られなかった団体が相当数あったこと等から、根拠法のない共済に関し、次のとおり、対処すべきと考えられる行政上の課題がみられた。

実態把握等

根拠法のない共済の実態を個別に、継続して把握するため、また、問題のあるものについて適切な対応を図るための仕組みが整備されること。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 財務、経済産業等担当評価監視官室

評 価 監 視 官 : 三 宅 俊 光

調 査 官 : 小 川 正 博

総括評価監視調査官 : 羽 室 雅 文

上席評価監視調査官 : 渡 邊 靖

電話 (直 通) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 3 3 ~ 5 4 3 5

(F A X) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 3 6